

研修調整委員会設置要綱

2009年12月21日制定

第1条 目的

認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク（以下、「HEM-Net」という。）の行う「医師・看護師等研修助成事業」の円滑な実施を期するため、HEM-Netに「研修調整委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2条 所管事項

1. 委員会は、研修員を派遣する病院と研修担当病院の間に立って、次に掲げる事項を調整する。
 - (1) 研修員の派遣先となる研修担当病院の選定
 - (2) 研修員の派遣及び受け入れ時期
 - (3) 研修員の派遣及び受け入れ人員
 - (4) 研修員が履修すべき研修コースの選定
 - (5) その他、研修の円滑な実施と研修の平準化を図るために必要な事項
2. 委員会は、上記の調整を的確に行うため、HEM-Netと協力し、「医師・看護師等研修助成事業」の適用を希望する研修員に関する情報の収集に努めるものとする。
3. 委員会は、必要があると認めるときは、HEM-Net理事長に対し、研修の方法、助成金の交付、研修員に対する事故補償等、研修の実施に関する事項について助言するものとする。

第3条 組織

1. 委員会は、HEM-Netの役員、日本航空医療学会の役員、研修担当病院の救命救急センター長及び研修の実施に関し知識と経験を有する者の中から、HEM-Net理事長が、日本航空医療学会理事長と協議して選任する委員で構成する。
2. 委員は、互選により、委員長1名を選任する。
3. 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。
4. 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 運営

1. 委員長は、原則として、毎年2月と9月、委員会を招集する。
2. 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に委員会を招集することができる。

3. 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議決を、委員会を招集することなく、書面（メールを含む。）で行うことができる。
4. 委員長は、必要に応じ、委員の中から、副委員長を指名することができる。
副委員長は、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
5. 委員長は、必要があると認めるときは、部外の有識者に委員会への出席を要請し、その意見を聴くことができる。

第5条 事務局

委員会の事務は、HEM-Net事務局において処理する。

第6条 その他

委員会の運営・活動に関し、上記各条の規定に定めのない事項が生じたときは、委員会において審議し、適宜議決する。

付則 この要綱は、制定の日から施行する。